

杉並区動物との共生を考える懇談会報告

～ 人と動物の共生できる杉並を目指して ～

(概要版)

平成 17 年 12 月

杉並区動物との共生を考える懇談会

人と動物の共生できる杉並を目指して

(杉並区動物との共生を考える懇談会報告概要版)

序章 人と動物の共生できる杉並を目指して

人と動物との関係を取り巻く状況の変化の中で、解決すべき課題に地域ぐるみで取り組み、人も動物も、ともに健やかに暮らしてゆける地域社会をつくるため、当懇談会は、最も身近な犬と猫に関わる問題や子どもと動物の関わり方などを中心に話し合い、その結果を本報告書にまとめました。

第1章 動物をめぐる杉並区の現状

第1節 犬・猫等の飼育実態

杉並区内の犬は約 32,000 頭、猫は推計約 34,000 頭です。犬・猫とも、屋内飼育が増えています。都内での平成 16 年度の殺処分頭数は、犬 727 頭に対し、猫は 8,517 頭で 10 倍以上です。その他の動物として、ハムスターやフェレットなどの愛玩用動物や様々な外来種動物がいます。

第2節 動物をめぐる苦情・要望・相談

動物に関する苦情・要望・相談は、年間 1,000 件を超えています。飼育マナーに関するものが多く、また、飼い主のいない猫が問題になっている事例や野生化した動物に関する相談も寄せられています。一方、犬同伴での公園への立入りやドッグラン設置など、飼育環境の整備に関する要望もあります。

第3節 杉並区の対策の現状

飼養方法などに関する普及啓発事業、飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業、震災時対策、狂犬病等の予防事業、などに取り組んでいます。

第2章 共生の社会づくりに向けて

人と動物との関係は時代とともに変遷し、現在では動物愛護についての理解が浸透する中で、ますます関わりが深くなってきています。

第1節 共生を阻む背景と原因

価値観や生活様式の多様化で、動物をめぐって近隣公害型のトラブルが多くなっています。地域の中での解決が難しいケースが多く、行政の対応も十分とはいえない状況にありました。飼育マナーの遵守や動物に対する正しい理解が大切なことです。

第2節 問題解決の方向性

そのためには、地域の中に広く動物愛護と問題解決の気運を生み出してゆくことが重要なことです。

命を大切にすることを育て、動物との共生について学ぶための教育や、動物との接し方や飼い方に関するルールを区民全体に広めてゆくことが大切なことです。また、法令やルール違反にペナルティを科してゆくことの検討も必要です。

第3節 教育機関等の役割

動物について学ぶことは、命に対する慈しみの心と弱い者へのいたわりの心を育み、優しい気持ちを芽生えさせます。

こうした考えから、教育改革アクションプランでは「命を大切にする教育」を掲げ、動物とのふれあいを取り入れた教育活動などに取り組んでいます。しかし、学校で動物を飼育することについては様々な課題も指摘されています。今後、これらについて早急に検討し、問題解決に向けて取り組んでゆく必要があります。

第3章 施策への取組方針

第1節 施策の体系化・計画化

当懇談会で提示する各施策は例示的なものであり、状況に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、体系立てて段階的、計画的に取り組んでゆく必要があります。

第2節 施策実施体制

施策を検討・推進するにあたり、当懇談会報告を具体化、検証する（仮称）杉並区動物との共生具体化検討委員会を設置し、その調整のもとに、現行の動物対策連絡会、災害時の動物救護対策検討会などを置くことを提案します。また、区の関係部課が総合的な調整のもとに、効果的な事業実施体制を築くための（仮称）動物施策調整会議の設置も必要です。

第3節 施策の検証

各施策の検証は、（仮称）動物施策調整会議で行うことが適当です。

第4章 具体的施策の展開

第1節 総合的施策

動愛法、都条例等では、虐待防止や適正取扱いなどに関して厳しく規定しています。

動愛法の立法趣旨などから、

- ・ 動物を飼う場合は、責任を持って適正に飼養すること
- ・ 動物を飼う場合は、周りに迷惑をかけないように努めること
- ・ 動物を飼う場合は、その動物を迷子にしないために身元標識をつけること

これらを徹底してゆくことが、人と動物の「健康で快適に生きてゆく権利」の拡大につながります。

第2節 犬に関する施策

①飼養講習会事業 ②動物取扱業者による啓発事業 ③犬同伴での公園への立入りやドッグラン設置の検討 ④糞尿の放置対策 ⑤狂犬病予防接種事業 ⑥身体障がい者補助犬について などの施策を提案します。

なお、糞の放置に対する罰則の一般規定化については、当面、安全美化条例で対処し、区民の十分なコンセンサスが得られ、区の体制が整えられるまでの3年を目途として、引き続き検討を進めていくことが必要であると考えます。

第3節 猫に関する施策

- ・ 飼い主のいる猫の対策
- ・ 飼い主のいない猫の対策
- ・ 無責任な餌やり対策

に体系的に取り組むことが必要です。

① 飼い主等への啓発事業 ② 飼い猫の登録制 ③ 飼い主のいない猫対策 などの施策を提案します。

第4節 子どもと動物の環境づくり

動物との関わりを身近に体験・学習できるような場づくり、学校での動物飼育のための条件整備や教員研修の充実などによる管理・飼養責任を全うできる体制の確立、また、協力校方式による動物介在教育の方法の研究や小動物の飼育に関する委員会の活性化などが必要です。

第5節 馬など大型動物とのふれあい

馬などの大型動物を動物愛護精神の普及に活用することについて意見交換を行いました。特に、障がい者や高齢者などが馬やポニーとのふれあい体験や乗馬体験などができる機会を設けることについても検討を進めてゆくことを提案します。

第6節 集合住宅でのルールづくり支援

今後さらに予想されるペット飼育需要の増加などを考慮す

ると、各集合住宅が飼育許容の選択肢をとる場合に、

① 集合住宅での動物の適正な飼い方やルールづくりの推進に関する普及・啓発 ②ルールづくりの取組みなどに対する先行事例の紹介やモデル規約などの必要な情報提供 などの支援策に取り組む必要があります。

第7節 ペット新税

安易な飼養の防止などの意識啓発対策や飼育環境の整備など動物愛護施策の充実に法定外目的税を活用することは、選択肢のひとつとして検討に値するものと考えます。

第8節 共通感染症対策

従来からの狂犬病予防対策をさらに充実するとともに、共通感染症の情報を収集し、地域に情報を発信する体制の整備と併せて、共通感染症の知識・動物の適正飼養・正しい動物との接し方の知識を普及するとともに、安易な飼育放棄の防止にも努めるべきです。また、関係行政機関及び獣医師などで構成する検討組織を設けることを提案します。

第9節 災害対策

災害時の動物救護対策検討会での検討を通じた救護対策の充実が求められます。また、登録制や身元表示についての義務化も含めて、災害時の逸走動物の把握と身元確認方策や飼い主への情報提供システムの検討を早急に進めていかなければなりません。

第5章 「(仮称) 動物との共生に関する条例」

第1節 条例の理念

共生社会づくりには、区民全体の共通理解と地域ぐるみでの取組みが最も大切なことです。そのうえで、規範として条例で宣言することが、区を挙げた共生社会づくりのためには必要不可欠であると考えます。

第 2 節 条例の規定内容

① 条例の目的 ② 基本理念 ③ 飼い主、関係機関、団体等の責務 ④ 共生に向けた諸施策 等を規定する必要があります。また、状況の変化に適時・的確に対応できるよう、条例の内容を 3 年ごとに見直す仕組みとすることが必要です。

第 6 章 調和のとれた共生社会を目指して

～あるべき共生社会の姿

当懇談会は、地域を挙げた取組みと地域社会の一員としての権利と義務に対する健全な理解と実行をとおして、人も動物も共に健やかに暮らしてゆける杉並、そして、動物を介して希薄になりがちな都市のコミュニティを再生し、すべての区民に温かく、住みよい杉並をつくることを提言いたします。